

令和9年度 新入学 中学校・義務教育学校(後期課程) 新入学のご案内について

本案内において、「小学校」に「義務教育学校(前期課程)」、「中学校」に「義務教育学校(後期課程)」が含まれるものとしております。また、「小学校卒業」は「前期課程修了」、「中学校入学」は「後期課程(7年生)へ進級」を示すものとしております。

目次

1. 入学までのスケジュール(予定)
2. 新入学案内について
3. ご案内している入学予定校について
4. 八王子市立中学校(通常学級)への入学に必要な手続きについて
5. 八王子市立中学校(通常学級)以外への入学を希望される場合について
6. 学校選択制の申請について
7. 学校選択制公開抽選について
8. 入学通知書の送付と新入学説明会について
9. 国・都・私立中学校への入学に関する届出について
10. 就学相談のご案内
11. 就学援助(新入学準備金)の入学前支給のご案内
(参考) Q&A

1.入学までのスケジュール(予定)

令和8年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	4月
新入学・学校選択制 案内送付	学校選択 申請期間		(公開抽選 案内送付)	(公開抽選 実施期間)		入学通知書・新入学説明会 案内送付		新入学説明会・入学受付 実施期間		入学式

※過年度の実績をもとに作成しておりますので、上記と異なるスケジュールでご案内する場合がございます。ご了承ください。

2.新入学案内について

市内に住民登録(住民票)があり、来年度中学校新入学予定のお子さんのいるご家庭へご案内をお送りしております。(6月下旬～7月上旬)

ご案内では主に「現在の入学予定校(以下「3.ご案内している入学予定校について」のとおり)」「入学予定校を変更する制度(学校選択制)があること」「学校選択制を申請するにあたっての主な注意点」をご案内しております。

また、「就学相談(特別支援教育)のご相談について」「就学援助(新入学準備金)について」もご案内しております。

3.ご案内している入学予定校について

八王子市では住民登録(住民票)のある住所に基づいて「通学区域の指定校(以下、「指定校」という)」が定められており、原則は入学式当日時点での住民登録地に基づいた「指定校」が入学校となります。

ただし、「八王子市小中一貫教育に関する基本方針」に基づき、入学予定校を「指定校」以外の学校にてご案内している場合がございます。(次ページ参照)

また、「学校選択制」の申請を行うことで「指定校」以外の学校へ入学を希望することが可能です。

<入学予定校を「指定校」以外の学校にてご案内する場合について>

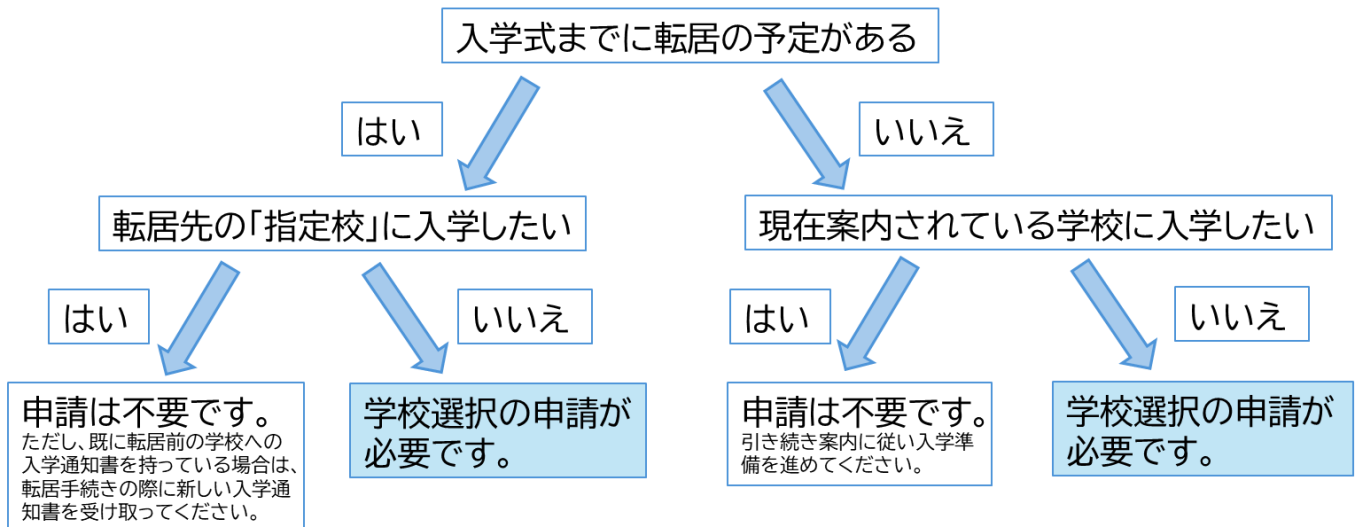
「指定校」	卒業予定小学校	案内している学校	小中学校・義務教育学校一覧	
			小学校	中学校
小中学校(中学部)または義務教育学校(後期課程)	「指定校」の小学部または前期課程 以外 の学校	卒業予定小学校が属する小中グループの中学校	館小中学校(小学部)	館小中学校(中学部)
			加住小中学校(小学部)	加住小中学校(中学部)
			みなみ野小中学校(小学部) みなみ野君田小学校	みなみ野小中学校(中学部)
小中学校(中学部)または義務教育学校(後期課程) 以外 の学校	小中学校(小学部)または義務教育学校(前期課程)	卒業予定小学校の小中学校(中学部)または義務教育学校(後期課程)	いずみの森義務教育学校(前期課程)	いずみの森義務教育学校(後期課程)
			たがの杜義務教育学校(前期課程)	たがの杜義務教育学校(後期課程)

例 1:子安町 1 丁目の指定校(中学校)は「いずみの森義務教育学校」ですが、卒業予定の小学校が「いずみの森義務教育学校」ではなく「第四小学校」だった場合、中学校の新入学案内では「指定校」ではなく、小中グループに基づいて「第五中学校」をご案内しています。

例 2:梶田町の指定校(中学校)は「梶田中学校」ですが、卒業予定の小学校が「館小中学校(小学部)」である場合、中学校の新入学案内では「指定校」ではなく、卒業予定小学校の中学部にあたる「館小中学校(中学部)」をご案内しています。

※八王子市以外の区市町村立小学校、国・都・私立小学校、八王子市立小学校(特別支援学級)を卒業予定の方は、上表に関わらず「指定校」にてご案内しております。

4.八王子市立中学校(通常学級)への入学に必要な手続きについて



※学校選択の申請については、以下の「6.学校選択制の申請について」をご確認ください。
 ※入学式までに八王子市以外へ転出の予定がある場合、原則、八王子市立学校へ入学することはできません。

5.八王子市立中学校(通常学級)以外への入学を希望される場合について

以下のように、主には八王子市立中学校(通常学級)以外の学校へ入学を希望されている場合であっても、八王子市立中学校(通常学級)に入学することを想定した際に、「4.八王子市立中学校(通常学級)への入学に必要な手続きについて」の中で「学校選択の申請が必要です。」に該当する場合は、手続きを行ってください。

(次ページへ続く)

国・都・私立中学校	入学までの流れを希望校のホームページや希望校へ直接お問合せいただく等でご確認ください。 八王子市教育委員会へ希望校を受験予定であるという報告は不要です。 ただし、希望校への入学が決まった際には、お手続きが必要です。以下の「9.国・都・私立中学校への入学に関する届出について」をご確認ください。
特別支援学校 特別支援学級 (固定学級)	以下の「10.就学相談のご案内」をご確認の上、在籍校または八王子市教育委員会教育指導課就学相談担当(教育センター)へ直接ご相談ください。 特別支援教室(通級)の利用をご希望の場合も同様に就学相談担当への相談が必要になりますが、在籍学級の取り扱いが「通常学級」となりますので、入学校の変更については「4.八王子市立中学校(通常学級)への入学に必要なお手続きについて」をご確認の上、必要に応じ、お手続きをお願いします。
八王子市以外の 市区町村立学校	今後、八王子市外へ転出の予定があり、転出先自治体の学校へ入学予定の場合は、当該自治体の教育委員会へお手続きをご確認ください。 ただし、転出手続きを入学式までに行えない場合は、八王子市教育委員会教育指導課学事担当へもご連絡願います。

6.学校選択制の申請について

学校選択制は**選択できない学校を除き、学校運営に支障が出ない範囲にて**、入学校を「指定校」から別の八王子市立中学校へ変更できる制度です。(申請方法は次ページ)

申請は親権者(就学手続きが認められた監護権者を含む/以下「親権者」と記載)のみ可能です。申請された内容は親権者全員が同意されているとみなしますので、ご了承願います。

選択できない学校	
いずみの森義務教育学校 (後期課程)	みなみ野小中学校 (中学部)
たがの杜義務教育学校 (後期課程)	松木中学校 (松木小学校・長池小学校卒業予定の方は変更可)
館小中学校 (中学部)	高尾山学園 (中学部)
加住小中学校 (中学部)	(令和8年(2026年)6月1日現在)

※3年間就学することを踏まえ、通学経路、通学費(自己負担)等を十分にご検討の上、ご申請ください。
※通学は原則徒歩または公共交通機関をご使用ください。身体的な理由等でやむを得ず他の方法で通学を行う場合は、学校へ相談の上、学校の指示に従ってください。(住所地の「指定校(許可校を含む。)」に通学しており、通学距離が一定を越える場合を除き、通学費の補助はありません。また、課外活動に参加する場合の交通費の補助はありません。通学定期券のお取り扱いにつきましては、ご利用予定の公共交通機関を運営されている会社へお問合せください。)

※希望者多数の場合は公開抽選を実施する場合があります。公開抽選につきましては、以下の「7.学校選択制公開抽選について」をご確認ください。

※「選択できない学校」について、指定校変更制度に該当する場合は該当校への希望を申請することが可能です。詳しくは以下の「7.学校選択制公開抽選について」に記載されている「主な指定校変更承認基準」をご確認ください(学校運営に支障が出ない範囲で希望を受け付けます。)

<参考 学校選択希望申請可能校一覧>

学校名	受入予定数	学区内居住人数	学校名	受入予定数	学区内居住人数	学校名	受入予定数	学区内居住人数	学校名	受入予定数	学区内居住人数
第一中	130	162	横山中	130	122	川口中	95	106	松が谷中	95	60
第二中	95	78	長房中	95	87	檜原中	130	156	中山中	95	88
第五中	160	154	櫛田中	200	176	由井中	130	147	南大沢中	60	71
第六中	95	123	元八王子中	130	93	打越中	130	160	宮上中	130	88
第七中	165	161	四谷中	130	117	七国中	165	161	別所中	130	123
ひよどり山中	95	117	横川中	60	66	浅川中	130	94	上柚木中	95	80
甲ノ原中	95	58	城山中	95	86	陵南中	95	153	鎌水中	95	130
石川中	165	146	恩方中	95	86	由木中	165	292	「学区内居住人数」は令和8年4月1日現在の人数		

※「学区内居住人数」が「受入予定数」を上回っている場合であっても、希望の受付は行います。
ただし、集計後の希望者が多数だった場合は、公開抽選の対象となる可能性があります。

<申請方法>

電子申請(LoGo フォーム)により申請願います。その際、フォームの始めに表示される「申請にあたっての注意事項」のご確認と同意が必要になります。

また、申請の際には以下の「注意事項」や「(参考) Q&A」をご確認ください。

・学校選択制(期限内):[こちら](https://logofom.jp/form/iapr/1553156) (<https://logofom.jp/form/iapr/1553156>)



・「選択できない学校」への指定校変更申請等:[こちら](https://logofom.jp/form/iapr/1604354) (<https://logofom.jp/form/iapr/1604354>)

※松木小学校、長池小学校を卒業予定で松木中学校を希望する場合は「選択できない学校」への指定校変更申請等より「教育的配慮(義務教育学校/卒業小学校)」を選択の上、ご申請してください。

申請期限:令和8年8月14日(金)

< ▲ 注意事項 ▲ >

※申請期限内に受け付けた申請について、期限後より集計を行い、学校の受入予定数と比較し、受入れに問題がない場合は入学校を変更いたします。希望者全員の受入れが不可と想定される場合は、公開抽選を実施いたします。公開抽選につきましては、以下の「7.学校選択制公開抽選について」をご確認ください。

※申請期限後は以下のフォームより申請願います。

学校選択制(期限後):準備中(公開までお待ちください。)

※学校選択制(期限後)の申請フォームは、抽選実施校の公開(9月中(予定))とあわせて受付を開始いたします。8月15日以降は一時的に受付を停止いたしますのでご了承ください。

※申請期限後も継続して申請の集計を行います。希望者数が受入予定数を越えた場合、該当校と調整の上「選択できない学校」に随時追加いたします。

※「選択できない学校」の随時追加について、申請フォームへの反映に少しお時間をいただきます。「選択できない学校」と決定してからフォームへの反映までに当該校への変更希望を提出された方については、申請確認後に受付不可のご連絡を行います。その際には申請時にご入力いただいたメールアドレスに受け付けられなかった旨をご連絡いたします。(迷惑メール設定にご注意ください。)

※受付不可のご連絡に対して、ご案内を行ったメールの本文以上にご案内できることはありませんのでご了承ください。

※「選択できない学校」へ設定する理由は「小中(一貫)学校、義務教育学校であるため」、「希望者数が受入予定数を超過したため」等様々ですが、受入予定数を超過した際には、私立等進学による減員についても考慮した上で決定しております。

※一度「選択できない学校」に設定した学校について、設定以降は受付不可の連絡を行っている方がおります。そのため、予想を上回る入学予定者の減員があり、受入予定数に余力が生じた場合であっても、公平性の観点から当該校への入学希望の受付を再開することはありません。

※申請期限後の申請については原則受付日順に優先順位を設定いたします。(期限内の申請について、提出日による優先順位の設定は行いません。)

例:「第一中学校」を「① 8/20 8:30」「② 8/20 17:00」「③ 8/21 9:00」の日時で希望の申請を提出した方がいた場合、原則①、②は同率、③を次点で受け付けたことといたします。

そのため、第一中学校の受入れ枠が2人分しか空いていなかった場合、③の方には受付不可のご連絡いたします。(受入予定数以上の受入れについて学校への相談はいたしません。)

一方で、受入れ枠が1人分だった場合は、学校へ受入予定数以上の受入れについて相談を行いますが、調整ができなかった場合は受付時間を優先し、②、③の方へ受付不可のご連絡をいたします。

<転入者の学校選択について>

学校選択制は八王子市の制度になりますので、八王子市民の方のみが利用できる制度です。そのため、転入(予定)の方につきましては、転入手続き以降より学校選択制の申請が可能となります。その際、「選択できない学校」は申請時点の内容が適用されますのでご了承ください。(転入手続き前の事前申請は不可)

7.学校選択制公開抽選について

入学希望者が受入予定数を超えた学校については、原則、学校選択の申請を期限内に提出された方を対象とした「公開抽選」を実施する場合があります。抽選実施校は9月中(予定)にホームページへ公開いたします。

また、抽選対象者となった方には同時期に公開抽選に関するご案内を送付いたします。

※抽選実施校以外を選択された方につきましては、1月下旬(予定)に選択した学校へ入学予定校を変更した入学通知書をお送りいたします。(学校選択の申請について結果通知はお送りしていません。)

抽選対象者は、以下の順で決定します。

- ① 指定校変更承認基準(下表参照)に該当する方
- ② 卒業予定小学校の属する小中一貫グループの中学校への入学希望者
- ③ 上記①、②に当てはまらない方

※入学式時点における住所地の「指定校」または八王子市教育委員会より案内された学校へ入学を希望する場合は抽選の対象とはならず、必ず就学することができます。

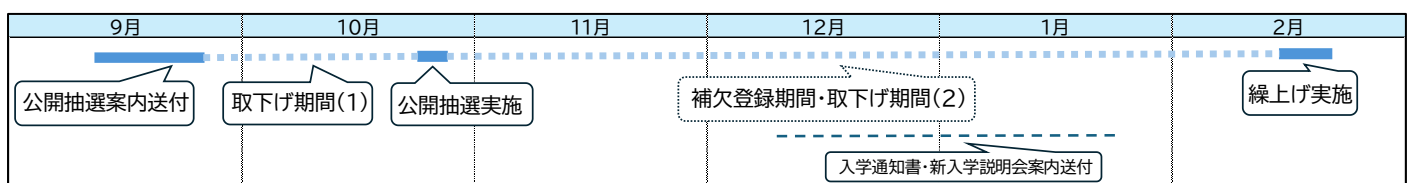
【指定校変更制度】

「学校選択制」とは別の制度で、教育委員会が規定する「指定校変更承認基準」に該当する場合は、原則、希望する学校(「選択できない学校」を含む)に入学することができます。ただし、学校運営上支障がある場合はこの限りではありません。

<主な指定校変更承認基準>

指定校変更承認基準	内容
許可区域内居住	お住まいの住所地に許可区域が設定されており、その学校(許可校)への入学を希望する場合 許可区域が設定されている住所は市内の一部住所のみです。 許可区域一覧は こちら (https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/001/p005156_d/fil/R9chukyokakuiki.pdf)
兄弟関係	入学時点で兄弟が在籍しており、その学校への入学を希望する場合 また、今年度入学する生徒の入学校にあわせて、現在就学している生徒の就学校を変更(転校)することは原則できません。
前住所地の指定中学校	小学校在籍期間中に市内で転居をした方で、前住所地の指定小学校を卒業し、引き続き前住所地の指定中学校へ入学を希望する場合
【要申請】 転居先付け	入学式当日以降に市内で転居の予定があり、転居先の「指定校」または転居後の状態における「指定校変更承認基準」に該当する学校へ入学を希望する場合
【要申請】 教育的配慮 (義務教育学校等)	一部の学校(「選択できない学校」を含む。)について、卒業予定小学校の属する小中一貫教育グループの中学校へ入学を希望する場合
【要申請】 指定校就学	入学予定校として案内された学校が住所地の指定校ではない場合に、住所地の「指定校」へ就学を希望する場合 (本項目は指定校変更制度の項目ではありませんが、当初案内された学校を変更できる制度です。)

<公開抽選に関する主な流れについて>



- ① 公開抽選の実施通知を、抽選実施校希望者を対象に送付いたします。
- ② 公開抽選の実施の数日前(通知にて詳細な日程を案内)までを「取下げ期間」とし、「住所地の指定校への就学」「受入予定数に余力のある別の学校を再選択」のいずれかにより、抽選実施校への希望を下げることができます。取下げを行った場合、公開抽選の対象者からは除外され、変更先の学校の入学予定者となります。
- ③ ②までの希望者数の動向により、受入決定者及び補欠登録順位決定抽選を行います。(受入決定者が0名の場合もあります。)

(次ページへ続く)

④ 公開抽選の結果、抽選実施日に受入決定とならなかった方は、補欠登録順位決定抽選に基づき、補欠登録となります。この期間の入学予定校は当初(6月案内時)の入学予定校となります。

(次ページへ続く)

また、この期間においても、②と同様に「取下げ期間」としてあります。取下げを行った場合、補欠登録者から除外され、変更後の学校(指定校または再選択校)の入学予定者となります。

⑤ 補欠登録期間中に「入学通知書の送付」があります。入学通知書の送付(入学校の指定)は入学の2か月前(1月末)までに行うことが法律により義務付けられておりますので、補欠登録者につきましても、当初の入学予定校にて入学通知書を送付いたしますが、補欠登録期間は継続しております。

⑥ 2月の中旬に補欠登録者の繰上げ決定を行います。繰上げ結果については補欠登録者全員へ通知を送付するとともに、ホームページに結果を公開いたします。

新入学説明会が繰上げ決定日以前に行われている場合は、可能な限り、希望校と入学通知書に記載された学校の両校に参加していただき、どちらの学校に入学することになっても問題ないようにご準備ください。

⑦ 繰上げ決定を行った時点で、補欠登録の取り扱いは終了となります。追加の繰上げ対応は行いません。

繰上げ対象とならなかった方については入学通知書に記載された学校の入学予定者となります。

また、繰上げ対象とならなかった方は、期限後の取り扱いにおいて学校選択の申請を行っていただくことも可能ですが、制服等の準備も必要になりますので、お早目にご申請ください。

【▲ご注意ください▲】

- ・入学通知書は繰り上がらなかったという通知ではありません。2月の繰上げ決定日までお待ちください。
- ・事前に取下げた方、繰り上がらなかった方、期限後で申請ができなかった方を鑑み、繰上げ決定後の「繰上げの取下げ」は原則受けません。取下げる場合は、必ず繰上げ決定日の前日までに取下げを行ってください。

8.入学通知書の送付と新入学説明会について

1月下旬(予定)に「入学通知書」をお送りします。また「入学通知書」には「入学予定連絡票」を同封し、各校の新入学保護者説明会開催日等についてホームページにてご案内いたします。

「入学予定連絡票」は八王子市立中学校への入学意思についての最終確認の書類になります。本票に記載のある「入学する」または「入学しない」を選択し、学校が指定した入学受付日に学校へご提出ください。

入学受付日については新入学保護者説明会開催日のご案内とあわせてお知らせする予定になっております。それぞれの日程についてご都合が合わない場合には、入学校へご相談ください。

各日程について、例年1月末から2月中旬に「保護者説明会(及び制服採寸)」、保護者説明会と同日又は3月末に「入学受付」を行っている学校が多いです。調整が終わり次第、ホームページに日程一覧を公開いたしますが(1月中旬予定)、学校事情により日程が変更される可能性がありますので、参加前に学校ホームページをご確認ください。(ホームページは準備中です。入学通知発送時期に合わせて公開予定です。)

9.国・都・私立中学校への入学に関する届出について

国・都・私立中学校へ入学決定した場合は、入学校が発行した「入学許可証(入学承諾書等)」を八王子市教育委員会教育指導課学事担当へいずれかの方法(電子申請、窓口へ直接提出、郵送)によりご提出ください。

電子申請は1月以降受付開始予定(LoGoフォーム)

上記のご対応が無く、八王子市立中学校への入学も確認できなかった場合、来年4月以降に就学先の把握のために就学先調査を行います。

また、公開抽選の実施校について、国・都・私立学校入学者の動向を踏まえた、最終的な受入れ枠(繰上げ受入者数)の決定を2月の1~2週目に行います。上記の手続きが2月2週目より遅くなりそうな場合は、八王子市立中学校へ入学しないことが確定次第、教育指導課学事担当または在籍小学校へご連絡願います。

新入学・学校選択制に関するお問合せ

学校教育部 教育指導課 学事担当 (令和8年7月より「学務課」から「教育指導課」へ課名が変更となります。)
電話:042-620-7339 FAX:042-627-8811

10. 就学相談のご案内

発達の違いや偏り、障害などにより、特別な支援を必要とするお子さんが、最大限にその可能性を発揮するためには、状態に応じた配慮のもとに、よりきめ細かな教育を受けることが大切です。八王子市では、必要な情報をお伝えすることや保護者の方やお子さんの希望をもとに、どのような就学先が望ましいのか等、就学に関する相談をお受けしています。

就学希望先	在籍校	相談・お問合せ
	市立小学校	在籍校
市立中学校 特別支援学級(固定学級) 市立中学校 特別支援教室(通級) 市立中学校 きこえの教室(通級) 都立特別支援学校	市立小学校以外	学校教育部 教育指導課 就学相談担当 (教育センター)  電話: 042-664-7524(直通) 〒193-0832 八王子市散田町二丁目37-1

お子さんの発達や障害の状況に適した教育の場等に関する情報を提供しながら、保護者の方と相談を進めていきます。

※申し込み期限は8月末までなので、お早めにご相談ください。

※現在、八王子市立小学校特別支援学級に就学し、中学校も引き続き八王子市立中学校特別支援学級に進学を希望される方には、在籍している小学校を通じて手続きに関する書類を配付します。

※通級への入級を希望される方で、「入学予定校」以外の学校への入学を希望される場合は、表面・上記のとおり学校選択制にて入学予定校を変更するお手続きが必要です。

(なお、公開抽選となった場合での特別支援教室入級に関する考慮・優遇はありません。)

11. 就学援助(新入学準備金)の入学前支給のご案内

令和9年度に中学校に入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、経済的に困りの保護者の方に新入学準備金の支給を入学前の3月に行います(所得審査があります)。

申請方法	内容	お問合せ
「令和8年度 就学援助制度」をご申請ください。	●支給日(予定) 令和9年(2027年)3月上旬 ●支給額(予定) 81,000円	学校教育部 学務課 学事担当 電話: 042-620-7339(直通) FAX: 042-627-8811

※すでに「令和8年度 就学援助制度」において「準要保護」の認定を受けている方については、再度ご申請いただく必要はありません。

※新たに申請を希望する方は、お子さんがお通いの八王子市立小学校、または学務課窓口でご申請ください。

(次ページ以降に「Q&A」を掲載しております。)

(参考) Q&A

<一覧>

1. 電子申請のフォームにつながらない。入力できない。
2. 新入学保護者説明会は開催されるのか。
3. 入学校を迷っており、申請期限までに希望校を決められない。
4. 期限後の学校選択について、申請期限はあるのか。
5. 申請期限を過ぎてしまい、希望校が「選択できない学校」となってしまった。どうすればよいか。
6. どの学校にどの部活動があるのか。また、他校の部活動に参加する場合に交通費等の補助があるのか。
7. 特別支援教室(通級)にて希望している学校に入学校を変更したい。
8. 私立中学校を受験予定だが、どのように申請したらよいか。
9. 通学費の補助はありますか。また通学において自転車を使用は可能か。
10. 申請を取下げ・変更することは可能か。
11. 学校選択の申請を期限内に提出した場合、希望校へ必ず入学可能か。
12. 卒業予定小学校により、学校選択の申請内容が優遇されるのか。
13. 学校選択の申請において、希望理由の提示が必要か。
14. 第1希望、第2希望等、学校選択の希望を複数校申請することは可能か。
15. 申請に対して、承認通知が届かない。
16. 1学級(クラス)の人数を教えてください。
17. 過去の公開抽選の実績を教えてください。
18. 補欠登録期間中、制服の購入についてはどのようにすればよいのか。
19. 繰上げ決定日を2月の中旬から早くするまたは遅くすることができないか。
20. 公開抽選にて受入決定、繰上げ決定とならなかった場合はどのような取り扱いになるのか。
21. 補欠順位が何位までなら入学可能か。

1. 電子申請のフォームにつながらない。入力できない。

→通信環境をご確認の上、再度お試しください。それでも改善しない場合や入力方法がわからないという場合は学校教育部教育指導課学事担当までお問い合わせください。

2. 新入学保護者説明会は開催されるのか。

→新入学向けの保護者説明会は例年入学する年の1月下旬から2月中旬ごろを目安に各校にて実施されています。新入学保護者説明会の日時一覧については入学通知書の発送時期に市ホームページにて公開予定です。

また、年明け以前の入学向け説明会等については各学校の判断により実施されている場合もありますが、必ず実施されるわけではありません。説明会等入学前に参加できる行事の実施状況は各学校へお問い合わせください。

3. 入学校を迷っており、申請期限までに希望校を決められない。

→原則としては、申請期限内に検討を終えていただくというご案内となりますが、学校選択制は期限後にも受付可能です。ただし、期限後の場合、希望校が新たに「選択できない学校」に追加され、申請の受付ができない可能性がありますので、その点についてはご注意願います。

4. 期限後の学校選択について、申請期限はあるのか。

→入学校の最終的な決定は入学式当日時点の状況になりますので、学校選択を含め就学手続きについては、その前日まで承ることができですが、制服や学用品等の入学準備に要する時間を踏まえると、遅くとも2月までには入学予定校を確定させていただき、入学予定校へご連絡をしていただく必要があります。

5. 申請期限を過ぎてしまい、希望校が「選択できない学校」となってしまった。どうすればよいか。

→申し訳ありませんが、申請を受け付ける方法がありません。例年「1日だけ過ぎてしまった」「手紙に気が付かなかった」「小学校時代からその学校を希望していた」「本人が熱望しており、その学校でないと不登校になってしまう」等様々なご相談をいただきますが、「選択できない学校」に追加された後から、該当校を希望する学校選択の申請につきましては、公平性の観点から、一切受付を行いません。

入学校に関わる手続きになりますので、強く希望している学校が住所地の「指定校」または当初の案内校と異なる場合には、保護者様の責任の下、必ず期限内にご申請ください。

6. どの学校にどの部活動があるのか。また、他校の部活動に参加する場合に交通費等の補助があるのか。
→市内全域で部活動の地域移行を推進しており、来年度以降の部活動の活動内容及び存続については学校へご確認ください。(部活動改革に関するお問合せ(教育指導課 指導主事):042-620-7412)

交通費等の補助について、部活動は「通学」に該当しないため、補助はありません。通学定期券の取り扱いについては、各公共交通機関運営会社へお問い合わせください。

7. 特別支援教室(通級)にて希望している学校に入学校を変更したい。

→特別支援教室(通級)利用者の在籍の取り扱いは市立中学校(通常学級)となります。「6.学校選択制の申請について」をご確認の上、ご申請ください。また、公開抽選時の優先順や期限後の「選択できない学校」の取り扱いにおいて、該当校の通級を希望していることにより、優遇措置をとることはありませんのでご了承ください。

8. 私立中学校を受験予定だが、どのように申請したらよいか。

→「5. 八王子市立中学校(通常学級)以外への入学を希望される場合について」の内容のとおり、原則学校選択の申請は不要ですが、入学校が決定次第、入学校より発行される「入学許可証(入学承諾書等)」を「9. 国・都・私立中学校への入学に関する届出について」をご確認の上、教育指導課学事担当へご提出ください。

また、学校選択制公開抽選における抽選実施校の受け入れ枠の検討を2月の1~2週目に行いますので、上記手続きが2月2週目より遅くなりそうな場合、八王子市立中学校に入学しないことが決定次第、教育指導課学事担当または在籍小学校へご報告願います。

9. 通学費の補助はありますか。また通学において自転車を使用は可能か。

→住所地の指定校(許可校を含む。)の通常学級に在籍及び通学しており、通学距離が概ね2km以上の方で、一定の条件を満たした場合、交通費の一部を補助します。また、通学については徒歩または公共交通機関の利用を基本とし、自転車による通学は原則認めていません。身体的理由等によりやむを得ず他の手段で通学する場合には、学校へ相談の上、学校の指示に従ってください。

10. 申請を取下げ・変更することは可能か。

→申請の取下げや変更は原則承っておりません。申請前に新入生本人を含めご家庭にてよくご検討ください。ただし、やむを得ず変更の必要がある場合には教育指導課学事担当へご相談ください。(公開抽選による繰上げ決定者の取下げや変更は相談の受付も原則行いません。)

11. 学校選択の申請を期限内に提出した場合、希望校へ必ず入学可能か。

→各校の施設の状況、学校運営等を考慮し設定した受入予定数を希望者数が超えた場合は、学校と調整の上、公開抽選を行う可能性があります。一方で、抽選実施校とならなかった学校を希望された方は希望校へ入学予定校を変更いたします。

12. 卒業予定小学校により、学校選択の申請内容が配慮されるのか。

→入学を確約するような措置はありませんが、公開抽選となった場合に、「小中一貫教育を推進するグループ」に基づき、抽選の実施順において配慮されます。

13. 学校選択の申請において、希望理由の提示が必要か。

→必要ありません。ただし、入学後に希望理由の消滅・変更があった場合であっても転校することはできませんので、ご家庭で十分にご検討ください。

14. 第1希望、第2希望等、学校選択の希望を複数校申請することは可能か。

→選択希望を複数校申請することはできません。複数の申請を行った方については最新の申請を有効とし、希望内容を上書きします(過去の申請は取下げたものとしたします。)

また、申請が複数あり、変更先の希望校が異なる場合は内容の確認を行う場合があります。

15. 申請に対し、承認通知が届かない。

→学校選択制の申請に対して、個別に承認通知はお送りしていません。入学通知書(1月発送予定)にて、その時点の入学予定校を再度ご案内いたしますので、記載されている学校名をご確認ください。

16. 1 学級(クラス)の人数を教えてください。

→年度当初時点で、原則 35 人が上限です。

(令和 8 年度の新入学より 35 人学級による編制が開始されました。)

例:新入学者数:70 人→2 学級(35 人/35 人)、新入学者数:71 人→3 学級(23 人/23 人/24 人)

17. 過去の公開抽選の実績を教えてください。

→今年度及び過去 5 年度の実績は以下のとおりです。()内は最終的な繰上げ結果になります。

全員繰上げの場合は(○)、繰り上がらなかった方がいる場合は(×)と記載しております

令和 3 年度新入学:第五中(×)、第七中(○)

令和 4 年度新入学:第五中(×)、檜原中(○)

令和 5 年度新入学:第五中(○)、横山中(×)

令和 6 年度新入学:第五中(×)、檜原中(○)

令和 7 年度新入学:第五中(×)

令和 8 年度新入学:第六中(○)、第七中(○)、打越中(○)、由木中(○)、宮上中(○)、別所中(○)

令和 8 年度より中学校における段階的な「35 人学級」の運用が開始され、1 学級の受入上限が 5 人少なくなりました。その影響で令和 8 年度は抽選実施校が増加しております。

18. 補欠登録期間中、制服の購入についてはどのようにすればよいのか。

→補欠登録機関中の校及び希望校どちらに入学することになっていても良いよう、可能な限り、両校の新入学説明会や制服採寸へご参加願います。また、制服については採寸のみを行い、補欠登録者であることを学校や制服業者へ伝え、発注はお待ちいただければと思います。

19. 繰上げ決定日を 2 月の中旬から早くする、または遅くすることができないか。

→申し訳ありませんが、できません。多くの私立中学校等にて、入学試験が 2 月の下旬に行われ、試験数日後に合否発表、数日後までに入学手続き(入学承諾書等の発行)、その後、教育委員会へ申請という流れになります。(一般例を記載しておりますので、詳細なスケジュールについては各私立学校等へお問合せください。)

上記のとおり、2 月の中旬以前に繰上げの決定は行えません。また、制服の準備が必要になりますので、2 月中旬以降に決定を遅らせることもできません。

教育委員会では在籍小学校へ問合せを行い、可能な限り、抽選実施校に入学されない方の情報収集に努めますが、原則は保護者様からの申請に基づいて作業を行いますので、早めのお手続きにご協力をお願いいたします。

20. 公開抽選にて受入決定、繰上げ決定とならなかった場合はどのような取り扱いになるのか。

→公開抽選当日(10 月下旬予定)に受入決定とならなかった方は「補欠登録者」となります。補欠登録者の入学予定校は、当初(6 月案内)の入学予定校となり、入学通知書もその学校が記載されています。

その後、2 月中旬に繰上げ決定を行います。その繰上げ決定日においても、繰上げの対象とならなかった場合は、入学通知書に記載された学校の入学予定者となります。追加の繰上げは行いません。その時点で案内されている学校から入学校を変更したい場合は教育指導課学事担当へお問合せください。「選択できない学校」を除き、入学予定校を変更できます。申請にあたっては制服等の入学準備に要する時間を踏まえ、ご家庭にて十分にご検討願います。

21. 補欠順位が何位までなら入学可能か。

→お答えいたしかねます。繰上げは八王子市立中学校(通常学級)以外の学校へ進学することが決まった方の人数に依存し、その人数は年度ごとに 10 人単位で変動いたします。そのため、予測すら難しい状況です。

また、補欠順位 1 位の方であっても、受入予定者数に空きが生じなければ繰上げはできません。

学校選択制の希望の受付について、少しでも受け入れられる可能性がある場合、年度当初の時点では「選択できない学校」に設定しておりません。そのため、結果として、学区域内居住者以外の方のご希望に沿えない可能性があることをあらかじめご了承ください。